

再考：両大戦間期における銀行貸出の特徴としての機関銀行と株式担保金融

同志社大学 鹿野嘉昭

両大戦間期における日本の銀行による貸出面での特徴として、機関銀行と株式担保金融が挙げられることが多い。このうち機関銀行とは、事業会社の資金調達「機関」として設立され、貸出の多くを当該会社に提供する銀行のことをいう。また、株式担保金融とは、投資家が取引先の銀行から資金を借りて事業会社の増資新株を取得するという後発資本主義国、日本に特徴的な設備投資金の供給形態のことをいう。株式担保金融は表面的には直接金融にみえるが、実質的には間接金融に区分されるべき資金供給形態であり、この点に着目すると、第二次世界大戦終了までの間、日本は間接金融主体の国であったとされる。

本報告では、この機関銀行と株式担保金融を分析対象として取り上げ、日銀考查資料等に基づき、昭和3年から10年前後におけるそれらの実態について検討した。その結果、次のような知見を得ることができた。

すなわち、第1に、財閥系5大銀行は、金融恐慌後、機関銀行としての性格を喪失していたほか、地方銀行においても機関銀行としての特徴は大きく後退し、ほぼ無くなつたといえよう。こうした事態に至った事由としては、第一次世界大戦後の反動不況のなかで経営の不健全化とともに機関銀行としての性格を強く有していた銀行が没落していったことに加えて、昭和2年の銀行法制定に伴う最低資本金規制の引き上げを契機に銀行合同が大きく進展するなかで頭取等役員の持ち株比率が低下し、彼らが取締役会においてかつてのような専横を行ひえなくなつたことも寄与したと考えられる。

第2に、地方銀行の場合、役員貸出比率が高いという意味で機関銀行としての性格を金融恐慌後において引き続き有していたとしても、それが情実融資を伴って高水準の不良債権を抱えるに至ったという事例は極めて少なかった。不良債権が高水準で推移していた銀行においては、多くの場合、合併に際しての不良債権処理が十分でなかったところに根源的な事由が求められた。

第3に、昭和4年から13年までの間に初めて日銀考查を受けた地方銀行135行の場合、株式担保の割合は20%前後の水準にあった。この株式担保のほとんどは債権保全を目的としたものであり、産業資金の供給を狙いとする株式担保金融に積極的に従事していた銀行を見出すことはできなかった。加えて、財閥系5大銀行も昭和3年当時、景気後退を反映した増資新株発行の落ち着いた動きや新株発行額の大型化もあり、商工業者による新株引き受けも相対的にその重要度が低下するなか、株式担保金融にはさほど積極的には従事していなかった。その一方で、株式担保比率は3割前後で推移するなど、引き続き高水準にあつたが、株式担保の狙いは債権保全措置へと静かに変貌していったといえよう。